○近江八幡市学校給食費に関する条例施行規則

令和3年6月28日 規則第42号

(趣旨)

- 第1条 この規則は、近江八幡市学校給食費に関する条例(令和3年近江八幡市条例 第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (学校給食の申込み)
- 第2条 学校給食の提供を受けようとする児童等(児童、生徒及び園児をいう。以下同じ。)の保護者は当該児童等が入学し、若しくは入園し、又は転入するときに、教職員その他学校給食の提供を受けようとする者(以下「職員等」という。)は当該学校給食の提供を受けようとするときに、学校給食申込書(別記様式第1号)を市長に提出するものとする。

(学校給食費の基準額)

- 第3条 学校給食の1食当たりの基準額は、次の各号に掲げる学校給食の区分に応じ、 当該各号に定める額とする。
 - (1) 条例第4条第1項第1号に規定する者に対する学校給食 230円
 - (2) 条例第4条第1項第2号に規定する者に対する学校給食 260円
 - (3) 条例第4条第1項第3号に規定する者に対する学校給食 200円
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額を学校給食の1食当たりの基準額とする。
 - (1) 食物アレルギー等の事由により牛乳の提供を受けることができないとき 前項 各号に定める額から牛乳代に相当する額を減じて得た額
 - (2) 食物アレルギー等の事由により主食又は副食の提供を受けることができないとき 前項各号に定める額から主食代又は副食代に相当する額を減じて得た額 (特別の理由があると認めるときの学校給食費の徴収)
- 第4条 条例第4条第2項の規定により市長が特別の理由があると認めるときの学校

給食費は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を徴収する。

- (1) 食物アレルギー等の事由により牛乳の提供を受けることができない場合 条例 第4条第1項に定める額から月額で算定した牛乳代に相当する額を減じて得た額
- (2) 食物アレルギー等の事由により主食又は副食の提供を受けることができない場合 条例第4条第1項に定める額から月額で算定した主食代又は副食代に相当する額を減じて得た額
- (3) 試食等の臨時的な学校給食の提供を受ける場合 日額300円 (学校給食費の徴収期間)
- 第5条 学校給食費は、園児(3歳児に限る。)にあっては5月から翌年2月までの各月に、園児(3歳児を除く。)、児童、生徒及び職員等にあっては4月から翌年2月までの各月に徴収するものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(学校給食費の納付期限)

第6条 条例第5条の規定による学校給食費の納付期限は、徴収の対象となる月の末日とする。ただし、その日が近江八幡市の休日を定める条例(平成22年近江八幡市条例第2号)第1条に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を納付期限とする。

(学校給食費の納付方法)

第7条 学校給食費は、口座振替の方法により納付するものとする。ただし、口座振 替により難い場合は、市長の指定する方法によるものとする。

(転入者等の学校給食費の徴収)

第8条 児童等又は職員等が月の途中から学校給食の提供を受け、又は月の途中で学校給食の提供を受けることを停止したときは、条例第3条(第3号を除く。以下この条において同じ。)又は第4条第1項の規定にかかわらず、学校給食費の額を前条第1項各号又は同条第2項各号の区分に応じた基準額に学校給食を実施した回数に乗じて得た額を徴収する。ただし、その額が条例第3条又は第4条第1項に定める学校給食費の額を超える場合は、条例第3条又は第4条第1項に定める学校給食費の額とする。

(学校給食費の減額等)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める学校給食 費の額を減額することができる。
 - (1) 同一月内の学校給食を実施する日において、連続して5日以上(当該期間の算定については、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日等」という。)を除く。)学校給食を停止した場合 第3条第1項各号又は同条第2項各号の区分に応じた基準額に当該月の連続して5日以上給食を停止した日数を乗じて得た額
 - (2) 長期欠席の場合(同一月内の学校給食を実施する日において、その月分の学校 給食を停止した場合をいう。) 徴収すべきその月分の学校給食費の全額
- 2 児童等の保護者又は職員等(以下「保護者等」という。)は、学校給食を停止し、 又は再開しようとする場合は、学校給食(停止・再開)申出書(別記様式第2号) を市長に提出するものとする。
- 3 風水害による気象警報の発表、インフルエンザ等による学級、学年及び学校閉鎖等のやむ得ない事由により学校給食の提供を受けることができない場合は、学校給食費の減額は、しないものとする。

(副食費相当額の免除)

- 第10条 幼稚園の園児のうち、次に掲げるものについては、当該園児に係る学校給 食費のうち副食の提供に要する実費相当額を免除するものとする。
 - (1) 園児の扶養義務者及び扶養義務者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所 得割額の合算額が77,101円未満の園児
 - (2) 子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第13条第2項に 規定する負担額算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子ども(小学校、義務 教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在 籍する子どもをいう。以下同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合の、負担額 算定基準子ども又は小学校第3学年終了前子どものうち、最年長者及び2番目の 年長者以外の園児
- 2 市長は、前項の規定により副食の提供に要する実費相当額の免除を決定した場合

は、当該免除を決定した者に、副食費徴収免除通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

(学校給食費の減免)

第11条 条例第6条に定める学校給食費の減免の額、期間等は、その都度市長が定める。

(学校給食費の充当)

第12条 市長は、納付された学校給食費に過納又は誤納のある場合であって、保護 者等に未納の学校給食費があるときは、その過納又は誤納の額を当該未納の学校給 食費に充当するものとする。

(学校給食費の還付)

第13条 市長は、納付された学校給食費に過納又は誤納のある場合であって、保護 者等に未納の学校給食費がないときは、その過納又は誤納の額を還付する。

(督促等)

- 第14条 市長は、第6条に定める納付期限までに学校給食費の納付がない場合は、 納期限の日の翌日から起算して20日以内に保護者等に対して督促状により督促を 行うものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、学校給食費の滞納に関しては、近江八幡市債権の管理に関する条例(平成25年近江八幡市条例第6号)の定めるところによるものとする。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 学校給食の申込みその他の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

別記様式第1号(その1) (第2条関係)

学校給食申込書

近江八幡市長 宛

下記の園児、児童又は生徒が近江八幡市立の幼稚園、小学校及び中学校に在籍する期間中の学校給食の提供を受けることについて、近江八幡市学校給食費に関する条例施行規則第2条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

また、学校給食費は、滞りなく納付することを誓約いたします。なお、学校給食費を滞納したときは、近江八幡市長が保護者等の住民基本台帳、市税の状況等を調査することに同意します。

記

	フリガナ			園児、児童 又は生徒か	
	氏 名			らみた続柄	
申込者 (保護者)	住 所				
	連絡先	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	产 相 儿	メール アドレス			
提供を受ける	フリガナ				
歴典を受ける 園児、児童又 は生徒	氏 名				
	学校園名			学年	

- ・ 本申込書は、学校給食の提供を受ける者1人につき1枚記入してください。提出日から園児、児 童又は生徒が近江八幡市立の幼稚園、小学校及び中学校に在籍する期間中有効となります。
- 食物アレルギー等の理由により、給食の対応が必要な場合は、必ず学校園にご相談ください。
- ・ 万が一、学校給食費の支払が滞った場合には、児童手当から納入することができますので、学校 にご相談ください。
- ・ 学校給食費を滞納した場合は、当該規則第14条の規定に基づき、支払督促等の法的措置をとる ことがあります。

年 月 日

保護者(糾	内入義務者)				(署名又は記名押印)
	保護者(納入義務者)	\Rightarrow	学校園	\Rightarrow	学校給食センター・幼児課

別記様式第1号(その2) (第2条関係)

学校給食申込書 (職員等)

近江八幡市長 宛

学校給食の提供を受けることについて、近江八幡市学校給食費に関する条例施行規 則第2条の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

また、学校給食費は、滞りなく納付することを誓約いたします。

記

フリガナ			
氏 名			
住 所			
連絡先	電話番号	(自宅)	(携帯)
学校園名			

- ・ 提出日から までの期間中有効となります。
- ・ 学校給食費を滞納した場合は、当該規則第14条の規定に基づき、支払督促等の法的措置をとる ことがあります。

年 月 日

申込者	(納入義務者)	(署名又は記名押印)

別記様式第2号(その1) (第9条関係)

学校給食(停止·再開)申出書

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者(保護者) 住所

氏名

電話(自宅)

(携帯)

学校給食の(停止・再開)を希望するので、近江八幡市学校給食費に関する条例施 行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

対象となる園 児、児童又は 生徒	学校	園名						
	学	年						
	フリ	ガナ						
	氏	名						
停止する期間			年	月	日から	年	月	日まで (予定)
停止の理由								
再開する日			年	月	日			

(注)

- 1 この申出書は、停止(休日等を除き連続して5日以上の場合に限る。)又は再開を希望する日の3日前(休日等を除く。)までに学校園に提出してください。
- 2 学校園が受理した日の翌日から起算して原則として2日目(休日等を除く。)以降が学校給食費に反映されます。
- 3 急な欠席及び1日から4日までの欠席の場合は、対象となりません。

学校園使用欄

(意見)	適当である	・ 不適当である(理由:)
			学校園長	

別記様式第2号(その2) (第9条関係)

学校給食(停止・再開)申出書(職員等)

年 月 日

近江八幡市長 宛

申請者 住所

氏名

電話(自宅)

(携帯)

学校給食の(停止・再開)を希望するので、近江八幡市学校給食費に関する条例施 行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

学校園名							
フリガナ							
氏 名							
停止する期間	年	月	日から	4	丰	月	日まで (予定)
停止の理由							
再開する日	年	月	日				

(注)

- 1 この申出書は、停止(休日等を除き連続して5日以上の場合に限る。)又は再開を希望する日の3日前(休日等を除く。)までに学校園に提出してください。
- 2 学校園が受理した日の翌日から起算して原則として2日目(休日等を除く。)以降が学校給食費に反映されます。
- 3 急な欠席及び1日から4日までの欠席の場合は、対象となりません。

学校園使用欄

(意見)	適当である	•	不適当である(理由:)	
				学校園長		

申請者(職員等) ⇒ 学校園 ⇒ 学校給食センター・幼児課

別記様式第3号(第10条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

近江八幡市長

副食費徵収免除通知書

副食費の徴収免除が決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

施設(事業者)を利用する							
子どもの氏名及び生年月日				年	月	日 (歳児)
利用する施設(事業者)の							
名称及び所在地							
免除対象期間	年	月	日から		年	月	日まで